

事務連絡
令和6年2月2日

富山県
福井県
石川県
新潟県

障害保健福祉・児童福祉主管部（局）御中

こども家庭庁支援局障害児支援課

令和6年能登半島地震に係る障害児通所支援関係の災害対応について（周知）
（自宅や避難所等に残る障害児等への対応について）

令和6年能登半島地震による災害により被災した障害児や障害児の保護者に対する支援について、下記のとおり周知いたしますので、下記内容について御了知の上、管内市町村及び障害児支援事業者等に対して周知を行うなど、特段の御配慮をお願いいたします。

記

1. サービスの緩和措置等について

令和6年能登半島地震による災害の状況を踏まえ、やむを得ない理由により、利用者の居宅等において、安否確認や相談支援等のできる限りの支援の提供を行った場合は、これまでのサービスとして報酬の対象とすることが可能といったサービスの緩和措置をお示ししているところ、引き続きこれらの対応をお願いいたします。

また、代替施設でのサービスの提供についても、これまで提供していたサービスとの間に継続性が認められる場合は報酬の対象とすることが可能である旨お示ししているところ、引き続きこれらの対応をお願いいたします。

さらに、今般の被災により特別支援学校等が休校している等の事情により、これまでサービスを利用していない障害児が新たにサービスの利用を必要とする場合についても、同様に、利用者の居宅等において、安否確認や相談支援等のできる限りの支援の提供を行った場合は、通常提供しているサービスと同等のサービスを提供しているものとして、報酬の対象となります。

- ・ 令和6年能登半島地震による災害に伴い一時的に避難をしている利用者に対する継続した障害福祉サービス等の提供について
(令和6年1月3日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害保健福祉課事務連絡。以下「1月3日事務連絡」という。)
(令和6年1月12日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害保健福祉課事務連絡。以下「1月12日事務連絡」という。)
- ・ 令和6年能登半島地震により被災した障害者等に対する支給決定等について
(令和6年1月4日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部ほか事務連連絡)

2. 「できる限りの支援」の具体的な方法及び内容について

1月3日事務連絡及び1月12日事務連絡でお示した安否確認や相談支援等のできる限りの支援の具体的な方法及び内容については、下記の例が考えられますので、参考にしていただき、障害児や障害児の保護者の状況や支援ニーズ、障害児支援施設・事業所等の被災の状況等を踏まえた対応をお願いいたします。

(具体的な方法の例)

- ・ 障害児支援施設・事業所等の職員による居宅や避難所等への訪問、音声通話、Skype、メールやLINE等のコミュニケーションアプリの活用
※ 支援はあくまで個々の状況に応じて行うものであることから、メールやLINE等のコミュニケーションアプリの活用については、同一の内容をメール等で送信したり、個別にメール等を送信した後、保護者から応答がなく状況の把握を行わないままにしたりするなどといった対応は報酬の対象として認めない。ただし、同一の内容を送信した場合であっても、それに対する保護者からの返信に個別に対応した場合は報酬の対象と認める。

(具体的なサービス内容の例)

- ・ 自宅で問題が生じていないかどうかの確認
- ・ 児童の健康管理
- ・ 普段の通所ではできない障害児や保護者との個別のやりとりの実施
- ・ 今般の状況が落ち着いた後スムーズに通所を再開できるようなサポート

3. 学校休業中の放課後等デイサービスの利用について

令和6年能登半島地震による災害に伴い学校が休業していることにより、通常の授業の終了後の利用開始時間より前から放課後等デイサービスを利用する障害児についての基本報酬の算定は、学校休業日単価となります。

なお、放課後等デイサービスの基本報酬における休業日とは、下記 Q&A 問 69 においてお示ししているとおりです。

・「平成27年度障害福祉サービス等報酬改定に関する Q&A」

(平成27年3月31日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡)

問 69 放課後等デイサービスの基本報酬における休業日とは何を指すのか。

(答)

具体的には以下のことを指す。

- ・ 学校教育法施行規則第 61 条及び第 62 条の規定に基づく休業日（公立学校においては、国民の祝日、日曜日及び土曜日、教育委員会が定める日、私立学校においては、当該学校の学則で定める日）
- ・ 学校教育法施行規則第 63 条等の規定に基づく授業が行われない日（例えば、台風等により臨時休校となる日）又は臨時休校の日（例えば、インフルエンザ等により臨時休校の日）

なお、学校が休業日ではない日に、放課後等デイサービスを午前から利用した場合であっても、休業日の取扱いとはしない。